

**安全保障法制整備のための閣議決定****Q : 再び戦争をするためですか？****A : 違います！****国民の生命と安全を守るためです。**

かつての湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘が起こっても、自衛隊が参加することはありません。

Q : 抑止力が、かえって危険なのでは？**A : 抑止力は平和な日本を守ります。**

自衛隊の発足や日米安全保障条約改定で抑止力を高めた際にも同様の批判がありました。しかし、日本が戦争に巻き込まれた事実はなく、歴史が証明しています。

● どのような事態になっても、国民の生命と平和な暮らしを守り抜いていくために閣議決定しました。

いかなる紛争も、国際法に基づき外交的に解決すべきことは言うまでもありません。しかし、その上での「万が一の備え」こそが、「万が一を起こさせない」大きな力、すなわち「抑止力」となります。万全の備えこそが、日本に戦争を仕掛けようとする企みを未然に防ぐことにつながります。日本を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。あらゆる事態を想定して、国民の命と平和な暮らしを守るため、切れ目のない安全保障法制を整備する必要に迫られています。

今回の閣議決定により、日本が戦争に巻き込まれるおそれがむしろ低減します。一部メディアが煽っているような、日本が再び戦争をする国になるのでは、断じてありません。なぜならば、集団的自衛権を行使するとしても、あくまでわが国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置に限られるからです。外国の防衛それ自体を目的とする武力行使は、今後とも行いません。



● 憲法解釈の基本的考え方は、今後も変わりません。

海外派兵は一般に許されないという従来からの原則は、全く変わりません。かつての湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に自衛隊が参加することは、これからもありません。

外国を守るために、日本が戦争に巻き込まれるという誤解があります。1960年代、日米安全保障条約改定の際にも、同様の批判がありました。その後現在に至るまで、わが国が戦争に巻き込まれた事実はなく、今後もあり得ません。

むしろ、海外で突然紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を同盟国の米国の船が救助・輸送している時、日本近海において攻撃を受けるかもしれません。

このケースは、わが国自身への攻撃ではありません。しかし、それでも日本人の命を守るため、自衛隊が外国から攻撃を受けている米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定であり、政治の責任であります。

● 閣議決定のみで集団的自衛権の行使が可能となるわけではありません。法律案を準備し、国会で審議します。

自衛隊の行動は全て法律に基づいて行われています。実際に集団的自衛権の行使等を可能とするには、それらを担保する法律が国会で成立することが必要です。

政府において、今回の閣議決定に基づいて作業を

進め、準備が整い次第、国会に法案が提出され、与野党で十分に審議を行うこととなります。わが党としては、今後も丁寧にわかりやすく説明を行いつつ、国民の皆様の理解を得る努力を続けていきます。

Q なぜ今憲法解釈を見直し、集団的自衛権の行使を可能にする必要があるのですか。

わが国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増しています。また、サイバー攻撃のような国境を超える新しい脅威も増大しています。このような状況の下では、脅威は容易に国境を越えてくるのです。

もはやどの国も一国のみでは、自国の平和と安全を守ることができず、国際社会と協力して地域や世界の平和を確保していくことが不可欠です。国民の生命を守りつつ、世界の平和と安定のために積極的に取り組んでいくためには、日本の法的基盤についても切れ目なく整備する必要があります。

Q 徴兵制が採用され、若者が戦地へと送られるのですか。

全くの誤解であり、明らかな間違いです。

現行憲法 18 条で「何人も（中略）その意に反する苦役に服させられない」と定められており、徴兵制が出来ない根拠になっています。

自民党が平成 24 年に発表した新憲法草案においてもこの点は継承されています。

また、軍隊は高度な専門性が求められており、ほとんどの国が現在の自衛隊と同じように「志願制」に移行しつつあります。憲法上も安全保障政策上も徴兵制が採用されるようなことは全くありません。